

第二十四回 参議院建設委員会會議録第十七号

昭和三十一年三月二十二日(木曜日)午
前十一時十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 赤木 正雄君
理事 石井 桂君
小澤久太郎君

委員

伊能繁次郎君
入交 太蔵君
斎藤 昇君
西岡 ハル君
田中 一君
北 勝太郎君
村上 義一君

政府委員

建設政務次官 堀川 恭平君
建設省計画局長 町田 稔君
事務局側 常任委員 武井 篤君
会専門員

説明員

建設省計画局 鶴海良一郎君
都市計画課長 佐藤 昌君
建設省計画局 局施設課長

本日の会議に付した案件
○都市公園法案(内閣提出)

○委員長(赤木正雄君) ただいまから
建設委員会を開会いたします。

開会に先だって政府当局に申しま
す。われわれ委員といたしまして、
この法案をぜひぶんにまじめに審議して
います。当局は時間に向に關係なく
御出席になるのは、はなはだ遺憾に

思います。今後特に御注意を願いま
す。

都市公園法案を議題に供します。

前回に引き続き、各条につき御審議
をお願いします。前回は第五条まで進
んだように思います。引き続き第六
条から、まず政府のこれに対する詳し
い説明その他をお聞きします。

○政府委員(町田稔君) 第六条につき
まして御説明申し上げます。第六条に
おきましては、都市公園の占用の許可
につきまして必要な規定をいたしたの
でございます。公園は本来建物の建て
られない、建蔽せられない土地でござ
いますので、公園目的以外の工作物等
を設けてこれを占用しようとする場合
が多いので、本条は、この場合は一定
の事項を記載した申請書を公園管理者
に提出してその許可を受けるべき旨、
及び当該占用の期間は十年をこえるこ
とができない旨を規定いたしておるの
でございます。その趣旨をいたしますと
ところは、前条と同様でございます。

なお本条にいう許可も、行政法上の特
許というように解すべきものと思ひの
でございます。

なお本条は第二十三条第一項の規定
によりまして、公園予定地につきまし
ても準用をされておるのでございま
す。

また現に行われております公園の占
用につきましては、附則第五項及び附
則第六項に経過規定が設けられてお
るのでございます。なお各項の内容につ
きましては、先般逐条的に御説明申し

上げました際の説明で、特にこの際つ
け加えて申し上げることはございませ
ん。

○委員長(赤木正雄君) 何か御質疑あ
りませんか。なければ、第七條に進ん
で異議ございませんか……

では、第七條。

○政府委員(町田稔君) 第七條でござ
います。本条は、前条の規定による
占用の許可の基準を定めたものでござ
います。公園が荒廃いたしまする最大
な原因は、公園施設以外の工作物その
他の物件または施設によつて公園が占
用されることにございまして、本条
はその許可の基準を厳重に規制して、
いやすくも公園がこれらの理由によつ
て毀滅することのないように配慮いた
しておるのでございます。

なお、本条の規定は、第二十三条第
一項によつて、公園予定地にも準用さ
れることになっておるのであります。

第一は、占用物件が各号列記の工作
物その他の物件または施設に該当する
ことが、本案の許可の際の要件でござ
います。各号に掲げる工作物等以外の
工作物等による占用は認められないの
でございます。

第二は、占用が公衆の都市公園の一
般利用に著しい支障を及ぼさず、かつ
客観的に必要やむを得ないと認められ
るものであることを要件といたしてお
ります。

第三は、占用が政令で定める基準に
該当する必要がある。政令では占用の
場所、占用物件の構造、工事実施の方

法等が定められる予定になっておりま
す。

○石井桂君 おとといの委員会で、政
令に規定せられる内容のことを次の機
会にお示しを願うことに約束がなつて
おりますが、きよりは御用意はできて
おりますか。

○政府委員(町田稔君) 後刻、今準備
いたしておりますので、もう少しいた
しましてから、お手元に差し上げたい
と存じます。

○田中一君 六条に戻るのでありますが、十
年をこえない範囲」といふのはどうい
う基準から来ているのですか。

○政府委員(町田稔君) これは地方自
治法第二十三条に、特に重要な財産
または營造物の独占的使用に關しま
しては、原則として最長限を十年とす
るという規定がございまして、それ
との均衡を考へましてこういふように
定めました。

○田中一君 延長は認められるわけ
ですね。更新する場合には、また十年、
また十年と、こういふわけですね。

○政府委員(町田稔君) さうでござ
います。

○田中一君 この工作物の構造とかな
んとかというものが、今石井さんが質
問したその基準ですが、構造基準とい
う意味なのですか。

○政府委員(町田稔君) 政令で定めま
す基準はさういふようにいたしてお
ります。工作物等の構造基準等も入れて
おります。

○田中一君 ここに「電柱、電線、変
圧塔」とありますけれども、これは場
合によれば、何ですか、高圧線なんか
が上を通ることはないのですか悪いの
ですか。そういう場合には、高圧線
ですね、こういうものを上を通すとい
うことなんです。通さないということ
なんです。

○政府委員(町田稔君) 政令では高圧
線を上に通すことはたしか禁じる内容
になつておつたと思いますが、今どう
いう規定でございましてか正確なところ
を覚えておりませんので、もう少し
しましたら政令の内容を持って参りま
すから、その際に御説明申し上げたい
と存じます。

○石井桂君 関連して。今の高圧線
ですね、小さい、小さいというとき
ですが、日比谷公園みたいなものは人間
がうんと出たりなんかするような所は、
やっぱりなるべく通らないようなこと
が望ましいのだけれども、緑地まで入
れるとなると、たとえば砦跡地とい
うものがあるのですが、そういう所は通
らなければならぬことも予想される。
だから、例外的には——全然通しちや
いけないということになると、あれは
非常に経済的な關係があるかもしれな
い。それらはやっぱり、あとでもいい
ですから、基準によつてよく説明して
いただきたいと思います。

○斎藤昇君 この第七條の許可も、や
はり占用期間を一応十年と、こうい
ふことになるわけですか。

○政府委員(町田稔君) 一応十年で
やつておるわけでありす。

○斎藤昇君 この十年の期間というところを書かれたのは、先ほど御説明がありました。第七号の各号に掲げられているような工作物を十年に一応限るのは、いかにも非常識なようにも考えられるわけですが、いかがでございますか。鉄道、軌道、あるいは下水道というものは……まあ五号の一時の工作物のごときは当然のことでございますけれども。

○政府委員(町田稔君) その点はごもっともと存するのでございますが、こういうものにつきましては大体期間を更新することによって救済をいたして参りたいと思つてございまして、道路法等におきまして、これらの工作物につきましては一応最長十年といたしておるのでございますので、その例になつたのでございます。

○田中一君 後ほど御説明になるという技術的基準になるのですが、現在のうちに、公園に禁止されておるものがあつたですね。その場合には直ちに撤去させるのですか、それとも、既成事実としてそれを認めて、許可の十年といひますか、許可からの十年の残存期間だけはそのまま認めるのですか。どういふのですか、その点は。

○政府委員(町田稔君) 御質問の場合につきましては、附則の第六項におきまして、従来許されておりました期間中だけはこれを存置することを認めることになつております。ただし、当該期間が、この法律を施行後五年をこえるとき、または当該期間について期間の定めのないときは、この法律の施行の日から起算して五年に限りこれを認めるというように考えております。

○田中一君 それは、非常に危険なものであるとか、それからその公園としての機能を阻害しているとか、あるいは一種の公園美といふこととかね、そういうものに對して非常に精神を没却しているような工作物だといふような場合にはどうする、五年もここに猶予期間を与えないで、やはり法律が出た以上、危険なものとか極端なものは直ちに撤去させる、あるいは改造させるとかなんとかいう方法はやろうというつもりはないのですか。

もう一つですね、非常にもう腐朽しておる、危険なものだといふような場合も、現在五年間というものは当然認めるのだといふことだと、公園法を作つて公園の整備なり、公園を市民のための公園といふことに考える場合、ちよつと精神と現実とが食い違ふことがあるんじゃないかと思つております。そういう点には、何か別な方法でもつて認定するといふようなことがあり得るかどうか。

○政府委員(町田稔君) 今の御意見は、全くその通りだと思つてます。危険なものにつきましては、この期間が来ます前におきましては、極力行政指導によりましてこれを撤去するようにいたして参りたいと思つてます。なお第十条の監督処分第二項に、公園等につきましてこの法律の規定による許可を受けて、各種の工作物等を設置いたしておられます場合にも、都市公園の保全または公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合には、必要な措置を命ずるといふことができるように規定をいたしてございまして、行政指導で撤去を促すことが困難な場合には、この法の発動によりまして処置をいたしたいと思つてます。

○田中一君 まあ、たとえば休み所を作る。休み所は何も一年に一ぺん建物にペンキを塗るといふことじゃない、しかしもう相当年月がたつておれば、腐つておる、危険だ。しかしながら何もしない場所には変りはないといふような場合は、十一号の二項に当らない。しかし非常に市民の感情からいけば不体裁なものを早く撤去してほしいといふようなことがあつた場合、この十一号の二項にも当らない場合はどうします。

○政府委員(町田稔君) この二項に該当いたしません場合も考えられるのでございまして、そういう場合につきましては行政指導で処置いたしたい、こゝろいふふうに考えております。

○委員(赤木正雄君) 次に、第八条を願ひます。

○田中一君 その前にですね、ここに基準の要綱が出たものですか、これ、条文の過ぎたものは、前もつて御説明願ひたいのです。この第七号までに関連するものは、御説明願ひたいのです。それから八条からのものは、あつて、この資料に關係あるものは、あつて御説明願ひたいと思つてますが、済んだものの資料を……。

○政府委員(町田稔君) 説明員から説明を申し上げたいと思つてます。お許しください。

○委員(赤木正雄君) 説明員からの説明を聞くことに御異議ありませんか。

○委員(赤木正雄君) それでは、説明員から説明願ひます。

○説明員(佐藤昌君) 政令の案の要綱をお手元にお返ししましたので、その

うち審議が済みました分のものにつきまして御説明申し上げます。

その中の「最初の第二号第二項各号の規定により政令で定めるべき公園施設の案」、これが第二号の一番最初の政令でございまして、第二号の二項に公園施設の内容が分けてございまして、その二号から九号までに「政令で定めるもの」とございまして、その政令で定めるものをあげましたのが、この要綱案でございまして。

一の修景施設は、第二号の「植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの」とありまして、これには、ここに書いてございまして水流でありまして、池、滝、築山とか、彫像とか石碑、燈籠、石組、飛石、その他これらに類するもの、これらのものを定めたいと思つてます。

三号の休養施設につきましては、腰かけ、あるいは野外のテーブル、野卓、ピクニック場、野営場、あるいは展望台、これを休養施設として定める。

第四号の遊戯施設、これには法案に載つておりますが、すべり台のほか、たぐさ子供遊園施設がございまして、そのうちシーソー、ジャングルジム、徒渉池、舟遊場とか釣魚場、あるいは飛行塔、ウオーターシュー、あるいは小型電車、小型自動車遊場、三輪車遊場、その他これらに類するものを定める。

五号の運動施設、これにも種類がたぐさございまして、野球場、陸上競技場、水泳プール、蹴球場、庭球場、ホッケー場、バスケットボール場、バレーボール場、スキー場、水浴場、以下これらに類するもの、並びにこれに

付属しております観覧席、脱衣場等の工作物をこれに含めたいと、こゝろ思つております。

第六号の教養施設、これには法律にあげておりますが、温室、あるいは動物舎、水族館、音楽堂、図書室、陳列所、ラジオ及びテレビの聴視施設、記念碑並びに遺跡及び工作物で歴史上の価値の高いもの、これをこゝできめたいと思つております。

その次の便益施設でございまして、売店、駐車場、便所以外に、集会所、軽飲食店、簡易宿舎、自転車置場、時計、水飲場及び手洗場並びにスキーリフト、ロープウェイ、ケーブルカー、その他これらに類するものをこゝで定めたいと思つてます。

七番目の管理施設、これは門、さく、管理事務所のほかに、ここに載せております種類の標識その他これに類するもの、あるいはごみ処理場等の清掃施設、あるいは給排水施設、照明施設、その他の防護施設、こゝろいふものを定めたい。

九号には、この前の審議で御説明申し上げましたように、ここに該当するものは、今のところ定めるものはございせん。

以上が第二号の二項の政令で定める内容の要綱でございまして、

次は、第三条の「都市公園の配置及び規模に関する技術的基準」、お手元に差し上げました要綱で簡単に御説明申し上げます。

これは規模と配置の基準を定める案でございまして、公園には一応の種類がございまして、種類別に規模を一応きめまして、その配置を考へておるわけでございます。そのうち児童公

園は子供の用に供する都市公園で、面積が〇・二五ヘクタール、約七百五十坪、これを標準とし、もちろんこれより小さいものも大きいものもございませうが、一応ここではこの規模を標準として定めたと思うのでございませう。その次は近隣公園、近隣住区の住民の用に供する都市公園でございませう。近隣住区と申しますのは、区画整理法の政令で定められております近隣住区、小学校を単位とした人口約一万人を標準とします区域を近隣住区と申しておりますが、その住民の用に供する公園を近隣公園、こう申します。その標準を二ヘクタール、六千坪を標準といたしたいと思っております。その次は地区公園、これは近隣住区が四個所まとまった一団の区域の住民の用に供するものを地区公園と申しまして、これは五ヘクタールを標準といたしております。四番目は総合公園、これはその市町村の住民全般の用に供する都市公園でございまして、十ヘクタールを標準といたしております。十ヘクタール以上、これは大きいほど公園の利用価値も高いのでありますから、標準を十ヘクタール以上ということにいたそうと、こう思っております。五番目の運動公園は、これは主として運動の用に供する公園でございまして、野球場でありますとか陸上競技場、そういうものがこの中に入る公園でございませう。これはやはり十ヘクタール以上を標準といたしたいと思っております。六番目の風致公園は自然の風景を享受するための都市公園を言うのであります。自然の地形を利用して公園を作り、市町村の住民の用に供しようというものでございまして、大体十五ヘク

タール以上のものをこの中に入れたいと思っております。七番目は特殊公園でございまして、特に以上にあげました以外に、動物園とか植物園とか、独立した公園がございまして、これらを特殊公園といたしまして、それらはその目的に應ずる、用途に應ずる規模をもつてその面積をきめたい、こういうふうに定めたと思っております。それから次はやはり規模の標準の案でございませうが、二は都市公園の合計面積の標準ということをおげましたものでございまして、都市公園の合計面積、いろいろの種類がございませうが、その公園面積の標準は住民一人当たり六平方メートル、そのうち市街地内にございませう、特に住宅地において利用されるときは近隣公園及び児童公園についてはそのうちの半分をこれに当てる、こういうことになんたいと考えております。これは標準でございませうが、こういう方針で今で公園の方の計画を指導して参った次第でございませう。ただこの中に国または地方公共団体の管理する都市公園に準ずる空地がある場合、一昨日御指摘になりました公園の用に供し得る河川敷とかあるいはこれらに準ずる空地がございまして、公園の用をなすものがある、こういう考え方にいたしております。三番目は配置の基準でございませうが、一応都市公園は種類に応じまして、その用途に応じて、適当な位置に配置されるのが望ましいので、それによりまして、一応児童公園におきましては誘致距離を二百五十メートルの間

隔で置く。誘致距離と申しますのは、その他の公園に参ります利用者の大多数が来る距離を申しまして、それを大体二百五十メートルといたしたい。これは従来のいろいろの研究がございまして、実際に公園に来ます子供を調査いたしまして、その公園からの距離を平均いたしまして出した数字が、今まで二百五十メートルが大体の距離ということになっておりますので、これを二百五十メートルといたしたいわけでありませう。近隣公園は、先ほど申しましたように、大体一万人を単位といひます区域でございまして、この中に一カ所と申しますと、ちょうど五百メートルという誘致距離が計算できます。従つて、五百メートルの範囲で近隣公園一カ所置くのが望ましい。地区公園は四近隣住区を合せましたのを地区と考えておりますので、その誘致標準が一キロメートルということになるわけでありませう。総合公園は住民全般が利用する所でありませうが、大体二キロの誘致距離で一カ所が望ましい、こういう標準をいたしたいわけでありませう。その他風致公園でありますとか、運動公園その他の公園につきましても、それぞれその都市の地形あるいはその事情、その他いろいろな状況に応じまして設けられることが多いのであります。一般的な基準はきめがたいので、その機能を發揮することができるといふように配置するということにいたしたい。以上が配置の基準でございませう。以上が第三条の政令の案でございませう。第四条の第一項のただし書きにございませう、二百分の二をこえてはならな

い。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合、この場合を定めましたが、それは第二項の「設置に関する基準について、政令で定める。」この両方を合せましたのが、お手元にあります「公園施設の設置に関する基準の要綱案」でございませう。読みながら御説明を申し上げます。「動物園又は運動施設を設ける場合には、それらの施設の用に供する建築物の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の十まで及び得るものとす、その他の公園施設である建築物の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積から動物園及び運動施設の敷地面積を除いたものの百分の二以下とする。」一応動物園または運動施設の公園の実態を調べてみまして、その広い部分におきましては百分の十までの建築を認めて差しつかえないものと考えたわけでありませう。従ひまして、運動施設のスタンドでありますとか、あるいは動物園の動物舎の建築は、百分の十がその区域内にありますならば十分利用が可能である、こう考えたわけでありませう。それ以外の建築物はやはり一般の公園と同様に百分の二を認め、こういうふうにいたしたいのであります。その二の「史跡その他歴史上の価値の高い建築物である公園施設がある場合には、当該建築物の建築面積は、公園施設として設けられる建築物の建築面積及び当該都市公園の敷地面積から除いて法第四十一条本文又は前項の規定を適用することができ。」これは公園の中に歴史上の遺跡とかあるいはお城とか、こういうものがある場合が往々にございませう。この場合は、こ

れはもともとでありますし、共用施設でもございませうので、これらをこの敷地面積から除いて、計算に入れないというふうにいたしたい、こう思っている次第であります。これが第四条第一項の政令の案でございませう。三番目の設置に関する基準の案でございませう。「公園施設は、美しく、かつ、安全なものでなければならぬ。」「非常に抽象的な言い方でございませうが、公園は原則として、みんな楽しむところでございませうので、きれいなもので、かつ公衆が大ぜい集りますようなものになりますので、施設そのものは安全でなければならぬ、こういうことになんたいと思ひます。第四番目は、「近接した場合に危険を生ずるおそれがある」と認められる個所には、さく、金網その他の危険防止施設を設けなければならぬ。」「断崖でありますとか、川だとか、そういうような所に危険防止施設を設けなければならぬことをここに書いてございませう。あるいはブランコなどがございませうと、子供がブランコをそばに寄りまして、けがをするおそれがある、そういうような所にはやはりさくを設けなければならぬということを規定いたしたい。第五番目は、「保安上必要な場所には必ず照明施設を設けなければならぬ。」「広い公園その他非常に物騒な場所には、やはり照明施設を設けておくというところを規定いたしたい。六番目には、「公園施設には、風紀を害する利用又は射的的な利用に供せられるおそれのある設備を設けてはならない。」「これは当然なことではございませう、射的的な施設が公園の中に

設けられることは極力避ける、絶対避けなければならぬ、そういう規定でございます。

七番目は、「次に掲げる都市公園の植栽面積は次のとおりとする。」、公園は、御承知のように、樹木がありまして、美観あるいは保健衛生、防災その他のために、樹木があることが本體でございます。従いまして、次に公園の種別に木を植えられる面積、また植えるべき面積を一応定めてあります。風致公園、これは自然の土地を利用しましたので、少くとも五〇％以上は植込みでなければならぬというところでございます。児童公園、近隣公園、地区公園及び総合公園は二〇％以上、運動公園は種々の運動広場、スポーツの面積が非常に多い要ります、これにつきましても一五％以上は植栽しなければならぬことにいたしました。

八番目は、「次に掲げる都市公園には、少くとも次に掲げる公園施設を設けるものとする。」、公園の施設の内容の最低基準を一応きめたものでございますが、児童公園等にはブランコ、すべり台、砂場及び水飲場、これは設けなければならぬことにいたしましたのでございます。近隣公園におきましては、このほかに少年の運動に適する広場を加えるというのを考えております。

九番目には、「都市公園における運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、六〇％以下でなければならぬ。」、先ほど申し上げましたように、運動施設のみで、その他の施設がない、たとえば庭球場だけで、その他は何も公園施設が

ないということになりますならば、それは庭球場でありますので、都市公園におきましては六〇％以下に運動施設を制限したいという考えでございます。

十番目は、「売店または軽飲食店を設けることのできる都市公園の面積は、五ヘクタール以上でなければならぬ」とし、それらの施設は、都市公園の外周に直接面しないように設けなければならぬ。」、売店または軽飲食店を公園の中にたくさん設けることは望ましくないものでございまして、大きな公園におきまして初めてその必要を感じますので、公園の面積を五ヘクタール以上と制限したい。なおこのように売店は公園利用者のための売店等でありまして、本體なものでありまして、外周に向いて一般営業用の売店であるというようなことは目的に反しますので、これは外周に直接面しないので設けなければならぬ、以上のように考えておるわけでありまして、

第六条四項に、占用の期間は政令で定める期間を定めることができないというのがございまして、それにつきましては、第七條に掲げます政令で定めましますのがございまして、便宜上七條の第七号による「政令で定める工作物」、これにつきまして御説明申し上げます。

第七條の七号に、「前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設」とございまして、これらで考えておりますことは、お手元にあります案のように、一番目に、文化財保護法の規定いたします「標識、説明板、境界標、図さくその他の施設」、これを政令で定めたい。二番目は「測量法に

規定する測量標、三角点でありますとか、その他測量法に基づきます測量標。三番目に「建築面積二〇平方メートル以内の調査派出所及びこれに附属する告示板等の物件」、四番目に「祭礼その他これに類する催しに際して臨時に設けられる露店その他これに類する物件」、こういった場合が往々ございまして、臨時に設けられる露店だけに限りました。第五は「工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設」、これは占用する場合にそういふことが起りますので、うたつてございまして、そのほか土石、竹木その他の工事用材料を一時公園に置くというものがございまして、それを考えております。七番目に「地下公衆便所」、地下に公衆便所を設ける。八番目に「高架道路、橋梁、高架鉄道及び高架軌道」、これが大公園におきましては横断する場合がございまして、以上、第七條の七号をきめたいと思っております。

もとへ戻りまして、第六條の第四項の占用の期間の案、これも一応十年と五年と分けて、十年、最長をきめますものは、「電柱、電線、変圧塔その他これに類するもの」、二番目の「水道管、下水管、ガス管その他これらに類するもの」、三番目は第七條の三号にありますが、同じ文句でございまして、それから第四番目は、今御説明しました七號の政令で定める最後の「高架道路、橋梁、高架鉄道及び高架軌道」、それから五番目が「文化財の標識、説明板等」、六番目が「測量用標識」、その他のものは五年ということにきめたい、こう考えております。それから七條の第一項に「政令で定

める技術的基準に適合する場合に限る」といふのがありますが、その案を考えております。「都市公園の占用に関する技術的基準の要綱案」、これは第一項は、風致、美観に調和する各原則をうたつたわけでございます。第二項は、公園の利用者が立ち入ることができる施設に設けてはいけない。道路と同じように、公園の道路の中央に占用物件を建てるといふようなことがあつてはならないというのを考えております。三番目は電線でございますが、なるべく地下に設ける、やむを得ない場合には地上に設ける、地上の高さは道路法と同じように五メートルというにいたしてあります。第四番目、地上に設ける占用物件を一般的に規定いたしました。その構造がこれれたり、落下したりしまして、利用に著しい支障を及ぼすものであつてはならないというのを定めたいと思ひます。

第五番目には、公園施設、公園にあります施設に取りつける占用物件があります場合には、その構造は公園施設の強度に影響が及ぼすような大きなものを、あるいは危険なものを設けてはならない。第六番目は、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所及び巡査派出所、これは小公園には設けたくないのであります。先ほど御指摘がございましたように、これは面積五ヘクタール以上の公園でなければ設けてはならないことにいたしましたわけでありまして。七番目は、地下に設けられる場合、その場合ははしばしば掘きくしないように計画しろということでございます。八番目は、地下に埋める場合の土かぶりを規定したものでありまして、電線の

場合には〇・八メートル、やむを得ない場合には〇・六メートルということにいたしたい。水道管及びガス管の場合には、その土かぶりを一・二メートルやむを得ない場合は〇・六メートルといたしました。下水道管または第七條第三項の地下に設けられる道路とか公共駐車場とかいうような場合でございまして、この場合には土かぶりを三メートル、やむを得ない場合には一メートル、こういうことに定めます。十一番目は、その地下に設ける占用物件の構造でございます。これは丈夫なもので他の公園施設に支障を及ぼさないもの、こういうことにいたしたい。

十二番目は、占用に関する工事の実施方法でございます。ここに五号にわけてございまして、工事の方法で、公園の利用に妨げにならないような方法をとれというのを具体的に書いておる次第であります。

第十三番目は、占用に関する工事の時期でございまして、これは「公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とする」ということ、それから交通を遮断するよりな工事が行われる場合には、交通量の最も少い時期にこれを行えということの規定いたしております。

以上簡単でございまして、政令の御説明を申し上げます。

○田中一君 三条の技術的基準の要項案から見まして、このような基準のモデルが現在の東京都の都内における区のうちで、どこがこれに該当するものがあるのか、

○政府委員(岡田稔君) 説明員から御説明申し上げたいと思ひます。

○説明員(佐藤昌君) 御説明申し上げます。

まず、児童公園、これは各所にございまして、具体的に申し上げることもございせんが、大塚小公園とか、あるいはこの辺で申しますと、南桜小公園というのが児童公園になっております。近隣公園と申しますと、東京で申しますと、本所にございます錦糸公園、これがこの例でございます。それで地区公園の例は、これは具体的に例を東京におきましては申し上げにくいのでございますが、たとえば隅田公園というものがあの付近の住民の地区公園に当たります。総合公園、これは東京で申しますならば日比谷公園、これを総合公園と申しております。運動公園、これは運動場を主体にしてあります公園でございますが、これは東京には、駒沢の運動公園がこれに当るものでございます。六番目の風致公園、これはごく近所で申しますならば非之頭公園、こういうようなもの。それで特殊公園としましては、御承知の上野動物園、あれは独立して動物園がございまして、種類の例としましては以上でございます。

○田中一君 それは大体わかるのですが、この住民一人当たり六平米、あるいは近隣公園及び児童公園は住民一人当たり三平米ということにして、第三の誘致距離の標準は二百五十メートル、五百メートル、千メートル、二千メートルとありますね、こういうものは総合して都市公園として、この法律ができ上って直ちにこれがそのモデルだと言えるような地区が、どこにあるかと聞いているのです。現存の東京の都市の中にその区域がどこにあるかというのです。

○説明員(佐藤昌君) ここにあげたものは標準でございます。この標準通りの配置にありますが東京の区域は今のところございません。

○田中一君 では、これに近い地区はどこにありますか。

○説明員(佐藤昌君) これに近い標準的な配置にありますが都市は、東京付近にはございません。やや近いと思っておりますのは福井市、戦災復興でだいぶ作りましたので、福井市あたりがややこの配置に近い標準を持つているんじゃないかと思っております。

○田中一君 この法律ができると、各地方自治体は、まあこういうものができ上れば、これは一つのよい市政ということになりませんか。こういう方向に向って進ませようというつもりなのか、現在あるものをこのような基準でもって規制しようというのか、意図がどこにあるのです。

○政府委員(町田稔君) こういう標準に将来協力合うように設置を指導して参りたい、こういうふうに考えております。

○田中一君 これは公園オンリー、都市公園オンリーの考えでは、それでいいと思うのです。たとえば住民一人当たりがという標準がありますけれども、もし日本の都合が、住居地が立体化します、相当住宅というものが立体化する場合は、当然これは空地ができてくるわけですね。そうして人間の数もふえるのですよ、立体化しますから。そういう場合には、このような形でもってどんどん、児童公園なり近隣公園なりを作っていくと、これはまたえらいことになると思うのですよ。この今言ったような基準を一人当たりの六平

米、三平米とかいうことになってくると、その基準から割り出すと、私はとにかく住宅の高層化によって、居住地域の高層化によって相当な空地も自然にできてくる、いわゆる住居地そのものが一つの公園になつちまうというふうな考え方も考えられるのです。実際特定の公園ということをしなくても、建築基準法に基づくところの空地の問題が起きてきまして、いろいろな問題が出てくると思つて居るのです。居住地域、即ちこれが風致地域というふうにならざるを得ない方もない得る時代、段階が来ると思つて居るのです。ですから、現在の平面的な都市形成というものをから考えた場合の基準ではないかと思つて居るのです。この案はすなわち現在あるような都市形態、都市構成というものをから割り出したところの基準ではないかと思つて居るのです。そこで私は一応現在ではそれでいいと思つて居る。いいと思つて居るけれども、もし市民のための市民公園を作るならば、もう少し理想と申しますか、方向と申しますかね、こういう面を勘案しながら、弾力性のあるものでなくちゃならぬと思つて居るのです。

昨日不幸にも能代は大火になりました。あの地域は非常に都市計画もできておりました、割合にいいのです。燃えた所は、今度は都市計画のない所なんです。私よく知つておりますがね、ところが、あつたことにこの法律でも一つ作つてみようというところになりますと、これはまたえらいことになつちまふのです。マッチ箱のような家ばかりある所に、こういうものを求めようとするのですよ。だから、あとで総括的に伺いたいと思つたのですが、今お示しになつたような基準で考えた場合の都市というものの構成というものを、どういう工合に考えているかというところが、私疑問になつてきたのです。私は理想でいいと思つて居る。これも全部理想です、かくありたいというのだ。こうなりましてね、それはもう必然的に住居部分は立体化しなければならぬということになつてくるのです。そうせぬと、日本は平面的にやりますと、もう火事だらけになつちまふのです。これは一つは日本の現状からいってどうかと思つて居るのです。そういう点、どういうふうな考え方で持つて将来考えているか。私はまだ計算をしてみませんから、日本の都市というものの分布ですね、分布図の上にこの基準によつて割り当ててみると、どれくらい人口と空地の比率、人口に対する空地の比というものが出てきますね、これを割つてみると、そうすると、居住部分というものが立体化しなければ、おそろしい現象が起るんじゃないかと思つて居るのです。そういうふうなおそろしさを抱くのですが、そういう点はあなたの方で一ぺん計算してみたことございますか。これはちよつと即答が無理でしうけれども、一つモデル・ケースとして、そうですね、まあ都心で、中央区なら中央区というものを一つ基準にして、現在あるものがどうなつて、人口比でやつた場合、どうなる。児童公園なんかもつとつとやつて……ああいう所こそ望ましいのです、中央区のような所は。従つて、どういうふうなことになるか、一ぺん絵をかくてみてくれませんか、この概念を得るために。一つお願いしたいと思つて居るのです。

○委員長(赤木正雄君) お断りいたします。午後一時から通産と連合委員会を開くことになつておりますから、この委員会は……。

○田中一君 資料だけ、ちよつと質問させていただきます。

資料の四条に關する「公園施設の設置に關する基準の要綱案」、ここに八に、「次に掲げる都市公園には、少くとも次に掲げる公園施設を設けるものとする。」とあつて、「児童公園、ぶらんこ、すべり台、砂場及び水飲場、私は子供というものはすいぶん小便したがるものだと思つて居る。そしてこれにはどうしても小便やうんちをするような所が、小規模のものでもいいから、なくちゃならぬということになりますよ。その点はどうかお考えです。

○政府委員(町田稔君) ただいまの御指摘、ごもっともでございますので、政令を定める際に考慮いたしたいと思つて居ります。

○田中一君 さつきモデル・ケースとして何か出してくれというやつ、御承知になつたのですか、ならないのですか。

○政府委員(町田稔君) 中央区につきまして早速作りまして、お目にかけたと思つて居ります。

○石井桂君 私も一口だけ。この「第二條第二項各号の規定により政令で定めるべき公園施設の案」の中に、六の「便益施設」の中に「簡易宿舎」というのがあるのですがね、これは便益施設じゃなくて、救済施設じゃないのですか。これはその日に困る人が上野公園なんかでテントを張つたりなんかしているが、公園の便益施設じゃないように思つて居るのです。

○政府委員(町田稔君) ここにありません簡易宿舎は、山等に設けますにヒツツテ等でございます。

○石井桂君 この三条の「都市公園の配置及び規模に関する技術的基準の要綱案」の中に、読んでみますと、児童、近隣、地区、総合その他のことに関係あるのだけれども、都市公園法は、公園と緑地を考えているわけですね。だから、今田中委員が言われた能代の火災、あるいはかつての新潟の火災などを見て、緑地というものは防火的に設けられるようなことをお考えになつていないのかどうか、その点、防火的配置のために緑地を考えるということがあるのかないのか。

○政府委員(町田稔君) 緑地等の配置につきましては、防火的な観点も当然考慮に入れて配置を考へるべきだと思います。

○石井桂君 それから、四条による「公園施設の設置に関する基準の要綱案」の中で、第四号の「近接した場合に危険を生ずるおそれがあると認める箇所」というので、断崖とか河に面するところのさくとか金網、こういう御説明でしたが、たとえ危険であるかどうかはわかりませんが、公園施設のすぐわきに人家があるような場合に、そこに野球場などがある、よく固いボールが飛んできてガラスをこわしたりする場合があります。そういう所にはやはり金網なんかを設けることになつていまして、どうか、どうでしょうか。りっぱな野球場といわなくても、空地があれば、キャッチボールや野球を子供はするんです。そういう所に人家があると、ぜひいふんじきがある。そういう場合は考へていきますか、どうですか。

○政府委員(町田稔君) 御指摘のような場合が非常に多いと思いますので、これは管理施設としてさく等を設けますから、それで考慮したいと思ひます。

○田中一君 私、昨年中共ソ連と見て参つたのですが、あちらの公園、広場には、どこでもみなたばこの吸いがら捨て場所が必ずあるんです。日本だけではないんです。どこにもあるんです。従つて、街に紙くずとかたばこの吸いがらが落ちていない。公園はことにそうです。それで、日本はどこでも、私も捨ててみましたが、これはそういうものがある、自然にこれは子供たちがおとなに教えます。あのおとなはたばこをあそこへ捨てた。それを子供が拾つて捨ててくれるというので、おとなは反省します。私は日本でもそういう公衆が集まる所には、あつた方がいいと思ひます。中共もソ連も、どこでもありません。私は道までとはいきませんけれども、せめて公園、都市公園には必ずそういうものを置くということが一つ考慮されていいのじゃないかと思ひますが、どうですか、たばこの吸いがらを枯草の上につけて、火事になるおそれもなくなくなるし、私はせめてこういう法律を作るなら、そこまで——これは行き過ぎでもなんでもないのです。そこまで施設するといふことが条件でなくちやならぬと思ひます。

山火事がいかに怖いかとかわいらないで、そういうものを置いて、たばこの吸いの場所をここだ、たばこの吸いがらを捨てるのはここだというような規制をするようなことは、この際考へてほしいのです。この点はどうかお考えになつていきますか。

○政府委員(町田稔君) まことに適切な御意見でございますので、政令の際にその点も十分考慮したいと思ひます。

○田中一君 ことに児童公園などでは、タバコを吸つてはならないという禁煙区域というより、僕は望ましいと思ひます。児童遊園地におとなが入ります。やはり、その場合には、タバコを吸つちやいけないんだと、これは。あるいは近隣公園ですか、これくらいまでは、そういう意味の制限もしていいと思ひます。これはまあどこかほかの委員会から苦情が来るかも知れませんが、しかし児童公園オリの立場なら、そこまでの考慮を払つて私はいいと思ひます。こういう点は、まあ法律でもつていいですか、場合によれば管理規定と申しますが、そういうもので、そういう点も強調してほしいという私と思ひますが、この点はどう思ひますか。

○政府委員(町田稔君) 御意見のようないたしたいと存じます。

○委員長(赤木正雄君) では、一応第七条まで審議は済んだものと認めまして、この委員会では、午後一時から連合委員会の関係上、しばらく休憩します。

午後零時三十分休憩

午後三時五十分開会

○委員長(赤木正雄君) これから建設委員会を開いたしたいと思います。

○斎藤昇君 ちよつと議事進行について申し上げたいと思ひますが、この都市公園法は、逐条説明が一応前に終つておりました、そうして前回には第二

章全体についての質問を進めておりましたが、きよりの午前はまた六条から逐条説明を説明しているようですが、これを省略してもらつたらどうでしょうか。

○委員長(赤木正雄君) 申し上げます。この前大休開いたのでありますが、途中から妙な質問が出て、順序がとれなくなつたのであります。そういう観点から、もう一度逐条説明を開きたいと思つておるのですが、それは皆さんが逐条説明はやらなくてもいいという御意見だつたら、よろしくございませう。

○田中一君 いや、逐条はしないです。ただ説明をしたにすぎないのです。この法案の質疑はしていいのです。

○斎藤昇君 だから、逐条の説明は終つておりますから、逐条の説明はもう聞かなくて、逐条について質問をする。

○委員長(赤木正雄君) それでけっこうです。今斎藤委員及び田中委員の御発言もありましたので、けさに引き続いて、順次御質問を願ひます。

○田中一君 この第九条の「国等の行う都市公園の占用の特例」の中に、原子燃料公社というものがあつた。原子燃料公社と云ふのは、これはどういふものであるとわれわれは考へていいのでしょうか。

○政府委員(町田稔君) 原子燃料公社の内容でございませう。

信電話公社等と同じように、国に準ずる機関と存じます。

○田中一君 それに特にこの都市公園の占用の特例として認めなければならぬということになると、それが公園においてどういう関連を持つていふのであつたか。

○政府委員(町田稔君) 第七条におきまして、公園に施設できます公園施設以外のものを列挙してございませう、その第七條の六号におきまして、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物」この際には普通許可が要るのでございませう、こういうものを原子燃料公社が公園で行う際には、他の公社と同じように、協議をもつて許可にかゝるといふように考へております。

○田中一君 私は日本国有鉄道というのは、見たことも乗つたこともありませんから、よくわかるのです。それから日本専売公社というの、塩とかアルコールとか、あるいはたばこなんかを作つていふので、よくわかるのです。日本電信電話公社もよくわかるのです、使つていふから。原子燃料公社というのはわからないのです。従つて、原子燃料公社とはどういふもので、また公園その他都市公園にどういふ関連があつて、ここに占用の特例を設けなければならぬかといふことを、詳しく御説明願ひたい。

につきましては、詳細には私存してお
りません。ただ、先刻申しましたよう
に、国及び国に準ずる機関としての公
社は全部、許可を要せず、協議をもつ
て処置することが適当と思ひますの
で、他の公社並みにここに列挙いたし
たのでございます。

○田中一君 国並びに国に準ずる機関
というものは、この四つだけですか。

○政府委員(町田稔君) この四つだけ
と存しております。

○田中一君 公団はどうなんですか。

○政府委員(町田稔君) 公団につきま
しては、一般の場合と同様の取扱いを
いたしたいと思ひますので、許可に
よつて各種の施設等を設けることを許
したいと存じます。

○田中一君 鉄道と専売と電信電話は
わかりませんが、原子燃料公社の
内容をよく説明してほしいのですが、
ただ国に準ずる公社というだけでは、
不満足なんです。というのは、もう平
和利用の原子燃料ならばいいけれど
も、これはまた変なことを始めますか
ら、今の政府は、どういふものかを考
えておるのですか。私はいって言うな
らば、こういう危険なものは、特例を設
けずして、どこかほかの持つていつて
もらふというところの方がいいのじゃな
いかと思ひます。従つて、原子燃料公
社というものは何かというところをは
かりしない、納得いかないので、

○政府委員(町田稔君) ごもつとだ
と存するのでございしますが、ただ、原
子燃料公社といふことも、この都市公園
法におきまして公園に施設をし得ます
のは限られておるわけでございしまし
て、第七條の各号に掲げておる施設だ
けをし得ることになります。それで特

にその点は支障がないのではないかと
いうように考へるのでございします。

○田中一君 どうも、あなた自身も原
子燃料公社はわからなくて、ここに
載つてくるといふのはおかしい話です
よ、幾らあなたが目で説明しても、電
話公社はわかつていますよ。それか
ら鉄道もわかつておる。専売公社も
やつておることの範囲がわかつてお
ります。どういふことなんだか、わか
らないのです。一つこれを都市公園と
連してどういふものかを考へておるか
といふことを、資料を出してくれませ
んか。そうせぬと、審議が進まぬので
よろしくございします。

○政府委員(町田稔君) 原子燃料公社
につきまして十分研究をいたしまし
て、資料を出します。

○委員長(赤木正雄君) 質疑の方
は……。

○田中一君 この第十條の原状回復の
問題ですが、「原状に回復することが
不適当な場合」とは、どんな場合なん
ですか。

○政府委員(町田稔君) 「原状に回復
することが不適当な場合」の例といた
しましては、地中に水管を埋没してお
る場合とか、第三者の設けました公園
施設を公園管理者が買ひ取つて自分の
設ける公園施設とすることが適当な場
合等もございします。そういうこと
を考へた次第でございします。

○田中一君 そうすると、この場合には
地上に形成された構築されたものでな
いといふように理解していいのですか。
○政府委員(町田稔君) そういう場合
が多いと思ひます。ただ、他の者がみ
ずから公園施設を設けておつたとい
ふような場合には、期限が来ました場合

にはそれをむしろ返して、管理者が買
ひ取つて施設をするといふようなこと
が適当である場合がございします。特に
原状回復を必要としない場合、そうい
うことを含めて考へております。

○田中一君 不適当と必要とはちよつ
と違ふと思ひます。不適当といふ
言葉と必要といふ言葉とは、どうい
う形のものであつて、地下埋設物等
の形のものであつて、地上に露出して
構築されたものなんかで不適当のもの
不適当の場合とはどんなものですか。

○政府委員(町田稔君) たとえば駐
車場等を設けておりました場合に、そ
の上に舗装等をいたしておりますが、
そういうような場合には、特にこれを
原状に回復する必要はないわけでは
ありません。そういう場合を含めて、こ
に「原状に回復することが不適当な場
合」と規定いたしましたのでござい
します。

○田中一君 第十一條の三「偽りその
他不正な手段によりこの法律の規定に
よる許可を受けた者」、これはどうい
うケースを示しておるのです。

○政府委員(町田稔君) これは虚偽の
申請によりまして許可を受けたとい
う場合を考へております。

○田中一君 それでは間違つて許可し
た場合にはどうなります。

○政府委員(町田稔君) 許可する側に
おきまして間違つて許可をしたとい
う場合は、この第三号には該当いたし
ません。

○田中一君 間違つて許可した間違
が発見された場合は、その責任はど
こに行くのです。

○政府委員(町田稔君) その場合は管
理者が責任があるわけです。

○田中一君 管理者が責任があつて、
それは行政処分をすることができ
るのですか。できないのですか、そ
ういふ場合には……

○政府委員(町田稔君) その場合に取
扱ひがありますれば、その許可処分は
取り消し得るという考へであります。

○田中一君 ここに、公園に施設され
る工作物その他は、営利を對象とする
ものであつても、公共的なものであ
つても、何でもかんでも、要するにこ
れに該当するものは許可されることが
あり得るのですか。そうしますと、こ
の考へ方としては、営利を對象とする
もののいろんな施設といふものを奨励
しようとするのか、あるいは奨励はし
ないといふような考へ方を持つてい
るか、どつちなんですか、二つの問題
のうち。

○政府委員(町田稔君) 今御質問の
ありましたところの方でございします。
奨励はする考へはございしません。

○田中一君 しかし営利のものほどの
程度のものゝ認められるのですか。それ
は管理者にまかすのだと言われるでし
ょうけれども、それはやはり限界があ
ると思ひます。その場合にはどのよう
なケースを想定されるのですか。

○政府委員(町田稔君) 営利自体につ
きまして特にこの公園法におきまして
は限定をいたしてはおりませんが、
公園に設け得ます施設は公園施設を
本則といたしまして、その種類は第二
條に列挙いたしてございしますし、そ
れからその他のものにつきましては第
七條に列挙してございまして、こ
ういふ場合に都市公園の占用が公衆
の利用に著しい支障を及ぼさない、
かつ必要やむを得ないという限定が
ございします。

ら、そういう限定に該当するものだけ
これを許したい、こ
ういふふうに考
へております。

○田中一君 ここにいろいろ工作物
がきめてありますけれども、今の政令
の中に、こ
ういふものは何
も管理者自身
がやつたらい
いのです。建
築も何も自
分でもやつた
らいい。日比
谷公園のま
中に松本樓を
置かないで
もいいので
す。もし、し
てやるのなら
ば、東京都
のものならば
東京都がそう
したものを
やつてもいい
と思ひます。
現
在あるものは
先取特権で、
し
うがないでし
うけれども、
今後の指
導はどうい
う形で持つ
ていく考へ
なん
です。

○政府委員(町田稔君) 今後の指導と
いたしましては、極力公園管理者み
ずからが設置し、管理をしていくべき
ものだといふように考へております。
行政指導におきましても、こ
ういふよう
に指導して参
りたいと思
つておりま
す。

○田中一君 そうすると、この五カ
年の、附則にありました附則の六で
すね、それでたとへば松本樓のよう
なものは将来、管理者が自分のもの
にして自分でやるというふうな方向
に向つていくといふことになる、そ
ういふよう
な指導をする
つもりなん
ですか。

○政府委員(町田稔君) たとえば今
御例示のありましたような施設につ
きましては、すでに既存のものにつ
きましては、従来の経緯もござい
ますので、もしそれが公園施設とし
て不適当な部
分がござい
ましたならば、これは極力
公園施設に性質を変えさせる、運
営等もそ
ういふよう
にさせるとい
うように

指導して参りたいと思います。それから今後の方針をいたしましては、私が申し上げましたように、原則としては公園管理者から設置し、管理させたいと思っております。

○田中一君 第三章の補助金の十九条ですが、従来どうなっておりますか。この政令は従来どうなっておりますか、予算の範囲内で補助金を出すとかいうことは。

○政府委員(町田稔君) 従来予算措置で国庫補助を公共団体にいたしておりました。大体昭和三十一年度におきましては、戦災復興事業等にも公園の費用が含まれておりますが、それらを合せて一億一千五百九十九万円になっております。これが国費としての補助額でございます。二分の一補助をいたしております。

○田中一君 三十一年度は幾らになっておりますか。

○政府委員(町田稔君) 三十一年度は七千万円になっております。それから戦災復興の事業費を入れますと、まだ確定いたしてありませんが、一億千五百万円程度戦災復興から公園の方に事業費として補助できると思っております。

○田中一君 そうすると、今度は単行法を作つて、補助金が減るわけですね。

○政府委員(町田稔君) 補助金の点におきましては減ることになっております。

○田中一君 よく鳩山内閣の政策を露呈しておりますね。
二十二条の私権の制限、これは公園の敷地を設定する場合、たとえ都市計画法で定めても、あるいは土地区画整理法で定めても、どういふことになり

ますか、この補償の問題は、これに対する。むろん私権を制限するならば、それに見合うところの補償がなければならぬと思うのです。

○政府委員(町田稔君) この二十二条におきましては、公園になりました土地物件につきましては、その土地物件を、たとえば私法上の賃貸借等を禁じた規定でございまして、この都市公園は建前といたしましては、営造物公園でございます。所有権は公共団体が持っております。原則でございまして、それ以外の場合にいたしましては、私人の土地を借りて公園ができる。借りてできた公園につきましても、二十二年の規定の適用が考えられておるわけでございます。

○委員長(赤木正雄君) それに関連して。今私有物を借りて都市公園ができるとおっしゃいましたが、借りる場合、その所有権その他に關しては、所有権が制限されませんが、その補償の道はどうなっておりますか。

○政府委員(町田稔君) それは借りる際の賃貸料におきまして解決をいたしたいと思っております。

○田中一君 町田君、ほんとうですか。あなた、土地区画整理法なり、あるいは次にある二十三条の公園予定地なんというものをきめるのに、都市計画で勝手にきめておるのです。実は私の宅地のそばも緑地帯として、家を建てる場合にはいつでもおぼろけわしてよろしいという許可証を出しておるのです。これはやはり私権の制限で、合理的に借りる借りないでもものをきめようとしておるのですか、ほんとうに。

○政府委員(町田稔君) ただいま御指摘の場合は、おっしゃる通りの条件になると思ひますが、それは計画制限の問題でございまして、いわゆる都市公園法によりまして都市公園になります。ために、計画だけでなく、今度その土地を公共団体が借りまして、それで公園にするわけでございます。お話しにもあります所は、現在おそろく私有地としてそのままで公園予定地であるいは公園計画地になっておりました。それで宅地の制限が働いておるといふ場合のお話だと思ひます。この場合は営造物としてもうすでにできました公園についての私権の制限でござい

ます。○田中一君 従来公園敷地というものが、全部が全部、公共団体が自分のものに取得してしまつて公園にしておるといふことはかなりやりました。五メートルの大きな道路が、これが民有地なんです。みな、疎開地なんです。よ。そして小さな、ちっぽけな金を、借地料を払つておるのです。天下の公道なんです。これは。しかしこれは民有地なんです。こういうものもあり得るのです。これからの問題に對しては、あなたの御議論はその通り、額面通り受け取れましようが、戦災都市その他今までのものの中には、そうでないものも相当あるのです。これはどうするのですか。またその実態というものを調査して、つかんでおられますか。私は今こどももつて御答弁願わぬでもいいのです。しかしらば現在あるところの公園、戦後十力年たつていますね、この間でもつて、十力年間に新設された土地というもの

の所有権というものは一体どうなつておるか、一ぺんお調べになつて資料を出して下さい。今後の問題ならいいですが……。

○政府委員(町田稔君) 従来都市計画におきまして公園として決定いたしておりました地域におきまして、実際は公共団体等が公園施設を十分いたしてない所が、御指摘の通り、たくさんございまして。なお、その土地につきましては公共団体が所有権を得ておる所が比較的少いと思ひます。ただ、この都市公園法におきましては、都市公園となりますためには必ず地方公共団体がその土地につきましては権限を取得しなければならぬようになっております。そういうものにつきましては都市公園法を適用することになっております。それで第二十二條の規定はそういうものについてだけの適用ある規定でござい

ます。なお、ただいまの、調査をするようにとの御要求につきましては、さつそと調査をいたしたいと思ひます。

○田中一君 二十三條の2ですが、都市計画法ではどうなつておりましたか。あの計画はやっぱり議会の議決を経るといふことになっておりますか、計画そのものが。

○政府委員(町田稔君) 計画は現在都市計画審議会の議を経ることになっております。

○田中一君 そうすると、都市計画審議会がきめたた道路の敷地、またその道路についでおる公園といふものも、従来は審議会がきめなければならぬ。今度だけは、この都市公園法は議会で、議会の議決を経るといふことになりまして、従来きめて

あつたものはどういふことになりましたか。従来きめてあつたものでせうね、たくさんきめてありますよ。

○政府委員(町田稔君) 今後も都市計画としての公園につきましては、都市計画審議会が計画決定をいたして参りたいと思ひます。これは当然でございまして、都市計画法の適用があるわけでございます。ここに書いてございまして二十三條の公園予定地等におきまして、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならぬと規定してござい

ます。これは、二十三條第一項にありまして、必要な公園予定地として、この手続を必要としたのでございまして、従来のように、都市計画として公園施設を決定いたします際には、やはり都市計画審議会の議を経るということになるわけでございます。

○田中一君 もう一ぺん伺います。そのものは法律によつてきめられて、その都市計画審議会の議を経るという事になりますね。そうすると、その中の市公園だけは議会の議決を経ると。じゃ、道路はしないのでいいのですか、道路の場合は。

○政府委員(町田稔君) 都市計画で公園を定めた場合には都市計画審議会の議決は必要でございまして、普通都市計画で定めた公園につきましては、この二十三條の第二項の地方公共団体の議会の議決といふものは必ずしも必要でございせん。都市計画として公園を定めます。そしてその公共団体がそこに直接その土地を買ひまして施設をしていきます際には、こ

か、どここの条文にありますか。

○説明員（鶴海良一郎君） 御説明申し上げます。九十一条の二項に、「区域

が決定された後」と書いてありますがこの決定が問題になっておるわけでありますが、道路法では、区域の決定管理はこれに道路管理者がすることになっておりますが、その前提行為といたしまして、第八条二項にありますように、路線の認定が必要なのであります。この路線の認定につきまして、道路法では議会の議決を得るように規定がしてあるわけでございます。公國法よりももう一つ前の段階で議会の議決を経ておるといふことになっておるわけでございます。

○田中一君　そりすると、今の都市計画法できめてある審議会の決定に基いて、勝手に取得できるのですね、この土地の方は。

○説明員(鶴海良一郎君)　お答え申し上げます。これは権原の取得について言っているのではないのであります。

権原の取得につきましては都市計画法の十六條なり、あるいは土地収用法でやるわけですが、ここで権原を

取得しましたあとの取扱いについて規定をいたしておるわけであります。

○田中一君　そうすると、従来は公園

を各都市とも十カ年間戦後作つており
ますが、これはどういう形でもつて決
定をしておつたのですか、この都市公

○説明員（鶴海一夏郎君） 公國の決定にはいろいろの段階があると思う

のてあります。まず公園をここに置くという計画だけを決定する段階と、いよいよこれを公園として供用するのだというふうに決定する段階と、二つあ

と思ひます。それで計画の決定は都市計画法でやつておるわけであり、それから具体的に土地を公園にいたしまして、それを公衆に供用するといふ決定は、原則として地方公共団体の条例で定めておたわけであり、そこで二十三条との関係であります。都市計画法に基く若干の制限がありますが、本法に書いてありますようないろいろな制限はないわけであり、そこで二十三条の規定によりまして、さらに議会の議決を経まして地方公共団体がここに公園を作るのだという区域をきめました場合におきまして、その土地を買いました場合は「買」といいますか、権原を取得した場合におきましては、そのあとにはまだ公園になつておられけれども、供用を開始する公園になつておられけれども、土地の関係等につきましても公園ができ上つた後と同じような取扱ひにしよというものが、二十三条の趣旨になつてゐるわけであり、

○田中一君 従来はどうしてゐましたか。

○説明員(鶴海良一郎君) 従来は都市計画上の制限があるだけでありまして、本法に書いてありますような制限はなかつたわけであり、

○田中一君 そうすると、議会で権原取得をする前に、民有地をすばつとそれでもって指定することができるといふわけですね。

○説明員(鶴海良一郎君) それはできます。

○田中一君 できるのですね。

○石井桂君 ちよつと関連して、今の課長の御説明に、公園を決定するのは

都市計画法の計画決定をまず第一にする、その次にそれを実際公園の施設をしたり、芝生を植えたり、樹木を植えたりする都市計画事業は、何か都市計画法に規定がなくとも条例で定めておるというやうなことが、都市計画法第三條によると「都市計画事業及毎年度執行スヘキ都市計画事業ハ都市計画審議会ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受ケヘシ」と書いてあるから、私は都市計画決定と事業決定と二つあるべきだと思つてゐる、だから、あなたのお答えが途中で違つてゐるよに思ふのだがね……

○説明員(鶴海良一郎君) お答え申し上げます。公園の決定という意味に二つあると申しましたのは、計画の決定と、公園そのものの決定と、二つある。事業決定は、計画決定そのものをいよいよ公園事業として事業化するものであるといふことを決定するわけでありまして、その事業ができ上つた後におきまして、それを公園として一般の民衆に供用するわけであり、まあその最後の段階を公園の設置といつてゐるわけであり、公園の設置といふのは一つの公園の決定の意味になるとすれば、先ほど申し上げたやうなことになるわけであり、かように申し上げたわけであり、

○石井桂君 わかりました。

○田中一君 その議会の決定でもって民有地が指定を受けると、これは当然第二十四條の問題になつてくるわけですね。

○説明員(鶴海良一郎君) 民有地である所を二十三條の規定によつて区域を決定いたしましたも、まだこの段階では二十三條一項にありませんやうな制限

はかかつてこないものであります。と申しますのは、二十三條の一項にありませんやうに、その土地につきまして公共団体が権原を取得した後のことを言つておるのであります、あるいは買収するなり、場合によつては土地収用で行くなり、あるいは借り上げるなり、何らかの方法によりまして権原を取得した後でなければ、二十三條の規定の適用はないといふふうに考えます。

○田中一君 私の言つてゐるのは、二十四條の「異議の申立及び訴願」を言つてゐるのですけれども、二十三條2でもって議会の議決を経ましたといふ場合、これについて異議の申し立て及び訴願といふのは、二十四條に規定されたやうな方法でやるというのをいつてゐるのでしょうか。

○説明員(鶴海良一郎君) さうでございます。

○田中一君 そりやうでしよう。そこで、これはだいたい問題が大きいと思ふのですがね。処分があつた日から三十日以内に処分をした地方公共団体の長に異議を申し立てをするといふこと、それから決定後二十日以内に訴願、三十日後、二十日以内といふのは、どこに法令があつてきめてゐるのですか、時間的に、どういふ方法でもってそれを公告するか、議会の決定といふものは、

○説明員(鶴海良一郎君) お答え申し上げます。ここにあげております処分は、この決定をした処分という意味ではないのであります、二十四條の各号にあげておるやうな処分であり、各号にあげたのは、先ほど私が申し上げましたやうに、権原を公共団体が取得した後に、

得た後でなければならぬのであります、また民地であつて区域だけ決定しておるといふ段階では、先ほど御説明を申し上げましたやうに、二十三條の規定の適用はないわけであり、それから、従いまして、二十四條の各号に載つておりますやうな処分はあり得ないわけであり、

○田中一君 そりやうすると、議会の議決といふものは、その権原を取得した後でなければ起きないといふことですね。

○説明員(鶴海良一郎君) この決定は権原を取得したあとであるか、先であるかは問わないわけであり、実際に二十三條の規定が動きますのは、権原を取得した後だけあります。

○田中一君 公園予定地の決定といふことは、これは区域の決定といふこと、これは権原を取得する前でもあつてもできるというわけですね。

○説明員(鶴海良一郎君) さうでございます。

○田中一君 そりやうする場合に、権原を取得する前にこれを決定した場合に、その自分の持つておる土地を指定されたらどういふことになるのですか。その土地の人間はどういふやうな異議の申し立てをするのですか。

○説明員(鶴海良一郎君) 二十三條の決定を受けただけでは、何らの制限は受けません、

○田中一君 私権の制限は受けるのでしよう、どつちみち。

○説明員(鶴海良一郎君) お答え申し上げます。二十三條で二十三條の規定を適用いたしておりますが、これもやはり権原を取得した後に限つては適用するとなつておりました、権原を取得

する前におきましては、たとへ区域の決定をいたしましても、二十二條の規定は働かない。

○石井桂君 関連して。そうすると、二十三條の都市公園が設置されるまでといふのは、公園の区域が指定せられ、その次に來た事業年度によつて公園がすつかり整理せられたとたんに設置せられる、こゝういふことになるのでしようか。

○説明員(鶴海良一郎君) 通常の場合、そうなると思ひます。

○石井桂君 そうすると、すつかりでき上る前に、二十三條の二項の「都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは」といふのは、多くはさういふ場合に起るわけですか。

○説明員(鶴海良一郎君) さうでございます。

○田中一君 都市計画法の第十六條の「内閣ノ認可ヲ受ケタルモノ」といふものに対しては私権の制限を受けておるのです、現に、

○説明員(鶴海良一郎君) お答え申し上げます。都市計画法で定めておる範囲内において制限を受けておるのです。

○田中一君 受けておりますのでしよう。まず都市計画法でもって制限を受けてゐるわけですね。

○説明員(鶴海良一郎君) さうでございます。

○田中一君 受けてゐて、今度は地方公共団体が議決して、ここに公園を作るのだといふことをきめる、今度はね、さうしてその場合には私権の制限は受けなかつたといふことにはならないと思ふのだが、やはり受けてゐるのだが、都市計画法で受けてゐる。

○説明員(鶴海良一郎君) さようでございます。

○田中一君 そうすると、やはり私権というものを制限するならば、私権に対する何らかの補償なり、あるいは私権は幾らでも損害を受けるのですから、これに対する訴願なり異議の申し立てなり、何らかの方法は考慮しなければならぬと思うのです。そういう点は都市計画法ではどこに出ておりますか。

○説明員(鶴海良一郎君) 都市計画の決定につきましては、都市計画法二十五条によりまして、訴願の道は開いております。

○田中一君 一つもう一ぺん都市計画法と、それから道路法その他のこれに関連する同種類の法律の考え方を、これと権限の問題について、一つ公平にわれわれの頭に入るように教えて下さい。説明して下さい。

○説明員(鶴海良一郎君) それではかいつまんで私から御説明申し上げます。

○田中一君 かいつままないで下さい。(笑)

○説明員(鶴海良一郎君) 都市計画法で決定された場合には、都市計画法上の制限を受ける。これは都市計画法でいろいろな制限を受けておるのでありますが、たとえば十一條であるとか、十一條ノ二であるとか、そういう制限を受けております。ただしこの制限は、公園法の二十三條で準用いたしております部分の条文に書いてあります制限とは、その性質が異なっております。たとえば、四條の規定を準用いたしておりますが、まだ公園になる前でありま

しても、その土地を買い取り借るなりいたした場合に、そこに作りまする公園施設となるべき施設につきましては、四條の規定に従ってやりなさいというふうな制限を受けております。まあそのほか、こういうふうな点について制限を受けておるわけでありまして、これは都市計画法では制限としてない。そういうふうな、都市計画法上の制限と二十三條の方の制限は違つておるといふふうにお考えを願いたい。

○田中一君 同じ制限は受けておる、そういう指定をされると。けれども、都市公園法の私権の制限とは性質が違ふのだと、こういうのですか。

○説明員(鶴海良一郎君) さようでございます。

○田中一君 委員長、この問題は私も調べますから、この問題は一つ保留しておきます。

○斎藤昇君 今問題になっております私権の制限というものは、四條から十條とかいうのでなしに、この二十二條でしよ、田中委員のおっしゃるのはいわゆる私権の行使ができないというその制限じゃございせんか。四條から十四條までというものは、これは私権の制限と解すべきものじゃないじゃないでしょうか。

○説明員(鶴海良一郎君) ええ、四條から十四條までは土地私権の制限に属しております。二十二條が土地私権の制限になっております。

○斎藤昇君 それでは、二十二條の私権の制限と、先ほど問題になっております都市計画法の私権の制限の性質と、どう違ふのかという点を御説明いただきたいと思います。

○説明員(鶴海良一郎君) お答え申し上げます。本法の二十二條は、所有権を移転したり、抵当権を設定したりあるいは移転をするという以外には、私権の行使を一切否定いたしておるわけでありまして、都市計画法の指定決定を受けた場合の制限は、建築物に関する制限であります。どの程度の家なら建ててよろしい、たとえば公園予定の所には鉄筋コンクリートの高い建築物を建てては困るといふふうな制限でございまして、私権の行使そのものを否定はいたしておらない。

○斎藤昇君 田中さん、それでおわかりじゃないですか。今の、明瞭じゃないですか。

○委員長(赤木正雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(赤木正雄君) 速記を始め。

○斎藤昇君 第二十二條の私権の制限ですが、これは土地物件ですから、公園敷地内にある建築物の賃借というふうなこともできないということですか。

○政府委員(町田稔君) お説の通りでございまして。

○斎藤昇君 それはどういふ必要に基いてでございまして。

○政府委員(町田稔君) 都市公園等が從來非常に荒廃いたして参りました一つの原因といたしまして、公園を構成いたしておりました土地物件等につきまして、私法上の契約等によりまして、その土地物件が公園の目的以外に使われておりましたのが非常に大きな原因でもあつたわけでございますし、それからなお公園の使用関係を私法上の契約にまかしておきますと、とかく

その関係が不明確になりがちでございます。たとえば普通の私法上の賃借によりますと、借地法等が適用があるかどうかという点も疑問の点がございまして。現にそういう点につきまして訴訟になっておるような事件もあるわけでございます。それで營造物としての公園につきましては、道路法等におきましてこういう規定がございまして、それと同様に、その点を全部公法的な関係で処理する必要があるといふふうに思ひまして、この規定を盛つたのでございまして。

○斎藤昇君 この土地物件の中には、たとえば第二條の二項各号に掲げてあるようなもの、売店とか駐車場とか、そういうようなものも含むわけだと存じますが、たとえば売店を許可を得て、ある甲という人間がやっていた、ところが、本人はもうやらなくなつて、乙がそれを引き継いでやる。それはおそろくここで許可が要るのではありませんか、許可を受ける。しかし施設を借りてやりたいという場合には、その賃借は許されないので、そういう場合には。

○説明員(鶴海良一郎君) お答え申し上げます。いろいろなケースがあると申すのでありますが、AならAという私人に公園の占用を認めまして、そこでAが公園で売店を建てたという場合には、二條の定義にありまして、公共団体が設けた公園施設でありませんので、ここである公園を構成する土地物件には該当しないことになると思ひます。

○委員長(赤木正雄君) ちょっと、速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(赤木正雄君) 速記を始め。

本日は、これをもって閉会いたします。

午後四時五十七分散会

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案(予備審査のための付託は三月十日)

日)

昭和三十一年三月二十九日印刷

昭和三十一年三月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局